

千葉県教職員研修検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県教職員研修を改善し、もって教職員の資質の向上を図るため、千葉県教職員研修検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、千葉県教職員研修の体系及びそれに基づく研修のあり方について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる教育委員会事務局及び市立学校の職員で構成する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、教職員研修の改善に必要な調査を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会の委員は、委員長が関係課等の職員のうちから指名する者とする。
- 3 専門部会には、専門部会委員の互選により、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 専門部会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会及び専門部会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 附 則
この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 1 2 年 6 月 3 0 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

学校教育部長	
教育総務部教育職員課長	
学校教育部学事課長	
学校教育部教育改革推進課長	
学校教育部教育指導課長	
学校教育部教育支援課長	
学校教育部保健体育課長	
教育センター所長	
養護教育センター所長	
校長会代表	2 名
教頭会代表	2 名
教務主任代表	2 名
中堅教員代表	2 名
初期教員代表	2 名
養護教諭代表	1 名
事務職員代表	1 名
栄養職員代表	1 名
市教研代表	1 名
市教組代表	1 名